

## 2 ようこそ赤ちゃん

### (1) 妊娠したら

#### ① 妊娠届提出・母子健康手帳の交付

医療機関で妊娠と診断されたら妊娠届を出しましょう。

このときに、妊娠・出産・生まれてくるお子さんの健康を記録する「母子健康手帳」と健康診査受診票と出生通知書のついている「母子手帳別冊」を差し上げます。※町外から転入された方は、別冊の差し換えが必要です。

**場所** 子育て世代包括支援センター(多古町保健福祉センター内) ☎0479-76-3322

#### たこまち子育て応援ナビ



たこまち

Android 版



iOS 版



Web 版



★母子健康手帳と一緒に使ってほしいアプリです。ダウンロードは上記QRコードからどうぞ。

#### ② 国民年金第1号被保険者産前産後期間保険料免除

国民年金第1号被保険者は、申請により出産日(予定を含む)の前月から4か月間(多胎妊娠の場合3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

※申請は、出産前・出産後のどちらでも可能です。

**お問合せ先** 住民課国保年金係 ☎0479-76-5405

#### ③ 妊婦健康診査・訪問指導・相談・ママパパ教室

事業名	内容	お問合せ先
妊婦一般健康診査	妊婦とおなかの赤ちゃんのために、定期的に医療機関で健康診査を受けましょう。 ●健康診査項目 一般健康診査・尿・血圧・体重・貧血・梅毒・肝炎検査・風疹抗体検査等 ※「母子手帳別冊」に付いている受診票で14回の健康診査が公費負担されます。	子育て世代包括支援センター (保健福祉課健康づくり係) ☎0479-76-3322
妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に歯科健診受診票をお渡しします。 安定期に入ったら委託歯科医療機関で健診を受けましょう。	
妊産婦訪問指導	育児や健康状態に不安のある妊婦が、安心して出産・育児できるよう保健師が家庭訪問しています。	
妊産婦健康相談	安心して出産や育児ができるように、保健師が健康相談を行っています。	
ママパパ教室	ママ・パパになる方を対象に出産・育児に関する教室を開催しています。	

#### ④妊娠時の給付

事業名	内容	お問合せ先
出産応援給付金	妊娠された方に5万円の応援給付金を支給しています。	子育て世代包括支援センター (保健福祉課健康づくり係) ☎0479-76-3322

## (2)赤ちゃんが生まれたら

### ①出生届

- 届出期間** 生まれた日から14日以内(国外で生まれたときは3か月以内)
- 届出地** 父母の本籍地・届出人の住所地・出産をした場所のいずれかの市区町村
- 持っていくもの** 出生届・母子健康手帳  
※お子さんの名前には常用漢字・人名漢字・ひらがな・カタカナを使用してください。
- お問合せ先** 住民課住民係 ☎0479-76-5401

### ②出生通知書(ハガキ)

母子手帳別冊にある出生通知書(ハガキ)を保健福祉センターへ提出または郵送いただくか子育て支援課に提出をしましょう。

※多古町に住所があり他の市町村へ里帰りしている方も多古町の保健福祉センターか子育て支援課へハガキを提出してください。

- お問合せ先** 子育て世代包括支援センター(保健福祉課健康づくり係) ☎0479-76-3322

### ③出産費用の助成

事業名	内容	お問合せ先
出産育児一時金	健康保険から「出産育児一時金」が支給されます。 なお、医療機関での出産費の一時的な窓口負担を軽減するため、直接支払制度があります。	<国民健康保険の方> 住民課国保年金係 ☎0479-76-5405 ※他の健康保険に加入している方は、勤務先又は保険組合等に確認してください



#### ④ 出産祝金等 ♥ 多古町独自

事業名	内容	お問合せ先
愛と希望の応援給付金 <span style="color: red;">♥</span>	第1子・第2子のお子さまが生まれたご家庭に「10万円」の応援給付金を支給します。	子育て支援課 こども係 ☎0479-76-5412
第3子以降 出産・入学等 祝金 <span style="color: red;">♥</span>	同一の保護者によって養育されている児童のうち、出生の早い順から数えて第3番目以降の児童に対し、出生から中学校卒業まで、段階的に祝金を支給します。	
子育て応援給付金	お子様が生まれたご家庭に「5万円」の応援給付金を支給します。	子育て世代包括支援センター (保健福祉課健康づくり係) ☎0479-76-3322

#### ⑤ 子育て費用の助成

##### ★ 手当

事業名	内容		お問合せ先
児童手当	3歳未満	15,000円	子育て支援課 こども係 ☎0479-76-5412
	3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
	中学生	10,000円	
	※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円支給		
	申請した翌月から中学校修了時までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 (所得制限あり) 支給月: 2・6・10月		

#### ★ 医療費の助成 ♥ 多古町独自 ! 学生(22歳まで)の医療費を全額助成!

未熟児養育医療費	身体の発育が未熟なまま出生した乳児が指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	子育て支援課 こども係 ☎0479-76-5412
子ども医療費助成事業	中学生までのお子さんに対して子ども医療費助成受給券が発行されます。千葉県内の医療機関にかかる時、子ども医療費助成受給券と保険証を提示すると自己負担金無料で保険診療を受診できます。	
高校生等医療費助成事業	中学校卒業後、22歳までの学生が病院などで診療を受けたときや保険薬局で薬を受け取る場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部を助成します。	

★ひとり親家庭の方への支援 ♡多古町独自 医療費を全額助成!

児童扶養手当	<p>父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭等に、児童扶養手当を支給します(所得制限あり)。</p> <p>受給期間は児童が18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(基準以上の障害の状態にある場合は20歳未満)です。</p>	<p>子育て支援課 こども係 ☎0479-76-5412</p>
ひとり親家庭等 医療費等助成事業	<p>健康保険に加入している母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し助成受給券が発行されます。医療機関で受給券と保険証を提示すると自己負担額無料で保険診療を受診できます。</p> <p>※年齢制限及び所得制限があります。</p>	
母子・父子寡婦 福祉資金貸付制度	<p>母子・父子及び寡婦世帯のための千葉県制度で多古町が窓口となり貸し付けを行います。</p>	

★障がい児の手当・助成

特別児童扶養手当	<p>心身に重度もしくは中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>※障害の程度及び所得制限があるため、すべての方に該当するとは限りません。</p>	<p>保健福祉課 福祉係 ☎0479-76-3185</p>
障害児福祉手当	<p>在宅で常時介護の必要な20歳未満の知的障害児又は身体障害児に障害児福祉手当を支給します。</p> <p>※障害の程度及び所得制限があるため、すべての方に該当するとは限りません。</p>	
自立支援医療 (育成医療)	<p>身体に障害のある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、医療費の一部を公費で負担します。</p>	
重度心身障害児 医療費助成制度	<p>健康保険に加入している重度の心身障害児に対して、医療費の自己負担額を助成します。</p> <p>※障害の程度及び所得制限があるため、すべての方に該当するとは限りません。</p>	

★その他

チャイルドシート 購入費補助制度	<p>満6歳未満の幼児を養育する保護者にチャイルドシート(ジュニアシートを含む)購入費の一部を補助します。対象幼児1人について1台(回)限り、限度額は5,000円です。(限度額に満たない場合は購入金額)</p> <p>必要なもの:領収書又は販売証明書・品質保証書・印鑑・通帳(振込先確認のため)</p>	<p>総務課 交通防災係 ☎0479-76-2611</p>
保育リフレッシュ 一時保育助成	<p>6か月～1歳の誕生日を迎える前までのお子さを、多古こども園の一時保育施設に1回限り無料でお預けできる制度です。</p> <p>※希望者は事前書類作成と電話にて申し込みが必要です。</p>	<p>【問合せ先】 子育て世代包括支援センター (保健福祉課健康づくり係) ☎0479-76-3322</p> <p>【申込先】 多古こども園 ☎0479-76-6050</p>

## ⑥こんにちは赤ちゃん事業

事業名	内容	お問合せ先
新生児訪問指導	赤ちゃんの育児や授乳の心配ごと相談を保健師等が行っています。「母子手帳別冊」についている出生通知書を郵送しましょう。 ※里帰り中の場合は、住所地に相談しましょう。	子育て世代包括支援センター (保健福祉課健康づくり係)
乳児訪問指導	生後2か月の乳児のお子さんがある家庭に保健師が訪問しています。	☎0479-76-3322

## ⑦育児相談など

事業名	内容	お問合せ先
育児相談	育児や子どもの発育の相談を、保健師が行っています。身体計測・育児相談 ※希望者は事前に電話にて申し込みが必要です。	保健福祉課 健康づくり係 ☎0479-76-3185
幼児発達相談	発達に心配のある乳幼児を対象に、臨床心理士が発達相談を行っています。発達相談・発達検査 ※希望者は事前に電話にて申し込みが必要です。	
言語相談	言葉が遅い、発音が不明瞭など言葉に心配のあるお子さんを対象に言語相談を、言語聴覚士が行っています。 ※希望者は事前に電話にて申し込みが必要です。	

## ⑧育児教室など

事業名	内容	対象	お問合せ先
親子遊び方教室 (すまっぴいクラブ)	小集団での親子の触れ合い活動を支援します。また、言葉が遅い、落ち着きがないなどのお子さんの支援も、保育士・保健師が行っています。	1歳半～就学前の 幼児と保護者	保健福祉課 健康づくり係 ☎0479-76-3185
離乳食教室	管理栄養士による講話や調理実習を行っています。	生後3～4か月児の 保護者(乳児(前期) 健康診査の対象者)	
ミニすまっぴい	小さなお子さんを対象に、月1～2回乳児教室を、保育士・保健師が行っています。	2歳ぐらいまでの乳 幼児と母親・妊婦と その家族	
子育て支援ルーム	心豊かな子育て、子どもに合った育児の工夫、子育てについて話し合える仲間づくりを支援します。親子で楽しく行っています。	町内に住所がある0 歳から就学前の乳 幼児と保護者	





## ⑨健診・予防接種

★乳幼児健康診査 ♥多古町独自 5歳児健康診査を実施!

健診名	実施内容	実施時期	実施場所
乳児健康診査	・問診・計測・診察 ※「母子手帳別冊」についている受診票で、医療機関で健康診査を受けましょう。	生後3~6か月児 生後9~11か月児	千葉県内の医療機関
乳児(前期)健康診査	・問診・計測・診察(小児科) 育児相談、栄養相談	生後3~4か月児	保健福祉課 健康づくり係  ※対象者には個別通知でお知らせしています。
乳児(後期)健康診査	・問診・計測・診察(小児科) 育児相談、栄養相談	生後9~10か月児	
1歳6か月児健康診査	・問診・計測・診察(小児科・歯科) 育児相談、栄養相談、心理相談、フッ化物塗布	1歳6~8か月児	
2歳児歯科健康診査	・問診・診察(歯科)・育児相談・栄養相談・ 歯科相談・歯磨き指導・フッ化物塗布	2歳3~5か月児	
3歳児健康診査	・問診・計測・診察(小児科・歯科) 育児相談、栄養相談、尿検査、心理相談、 歯磨き指導、フッ化物塗布	3歳3~4か月児	
5歳児健康診査	・問診・診察 育児相談、栄養相談、心理相談	年中児	

★個別接種 ♥多古町独自 任意接種(三種混合・流行性耳下腺炎)を全額助成!

定期予防接種	接種年齢	実施場所
BCG(結核)	生後12か月未満(標準的接種年齢5~8か月未満)	町内の委託医療機関※ ・多古中央病院 ・大木内科医院 ・さとうメディカルオフィス ・石橋内科医院
四種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	生後3~90か月未満 (1期初回 標準的接種年齢3~12か月)	
MR(麻疹・風疹)	1期 生後12~24か月未満 2期 小学校就学前の1年間	
日本脳炎予防接種	生後6~90か月未満 (1期初回 標準的接種年齢3歳~4歳頃)	
ヒブ予防接種	生後2~60か月未満	
小児肺炎球菌	生後2~60か月未満	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11~12歳	
三種混合(任意接種) (ジフテリア・百日咳・破傷風)	5歳以上7歳未満(年長児) 11~12歳(小学校6年生)	
ヒトパピローマウイルス 感染症予防接種	小学校6年生~高校1年生相当	
水痘(水ぼうそう)	生後12~36か月未満	
B型肝炎	生後2~12か月未満 (平成28年4月1日以降に出生したお子様)	
ロタ	生後6~32週	
流行性耳下腺炎 (おたふく)(任意接種)	生後12か月~小学校就学の始期に達する日の前日	

※千葉県相互乗り入れ制度により町外の医療機関で実施する場合は、事前に保健福祉課健康づくり係にご連絡ください。